

## 『石狩郡図（三番）』について About "Ishikari Gun Zu" -Records of Salmon Fishery on the Ishikari River in the early Meiji period-

工藤 義衛\*  
Tomoe KUDOU\*

### 要 旨

本稿では北海道大学所蔵の『石狩郡図（三番）』に記載された漁場名、漁場持名、およその漁獲高について分析をおこなった。その結果、同図に記載されているのは明治4ないし5年の石狩川河口周辺部の鮭漁場の状況であることが明らかになった。また、同資料からは、場所請負人出身の経営者が多くのシェアを占めるという近世末以来の一般的な傾向が読み取れた。さらに、これに先行する資料との検討により、当時はこうした傾向が解消されつつあったと推定される。

キーワード：場所請負人、鮭漁場、漁場持、村山家、イシカリ改革

### はじめに

『石狩郡図（三番）』（以下『石狩郡図』）は、北海道大学附属図書館が所蔵する明治初期の絵図である（注1）。同図には、石狩本町地区及び八幡町の市街や石狩川河口周辺から茨戸付近までの漁場持（漁場経営者）及びおよその取揚高（漁獲高）などが記載されている。

本稿では、その内容を紹介するとともに、図中にみられる漁場主名と漁獲高について、若干の考察を加えておきたい。

### 『石狩郡図』の概要

『石狩郡図』は、縦28cm、横172cmで、その中に二つの図が描かれている（写真1）。ひとつは、石狩川河口から現在の志美付近までの川筋と本町地区、八幡町の市街地が描かれている図である（写真2）。川筋は、測量したものではないのであろうが、かなり実際の流路を反映して描かれているように見える、河岸の所々に黒い線で、細かい藪のようなものが書き込まれている。本町側に

は「石狩町」「休泊所」八幡町側には門のある建物が描かれ「御役所」とある。そのほか現在の生振五線付近に「生振村」とある。

注目されるのは、本町地区街路の一部が川の中に描かれ、それを囲うように点線が入れていることである。これは、図が描かれた時点で川の中にあった街路、つまり水害で流失した区域を表しているのではないかと推測される。

もう一方の図は、河口から茨戸付近までの川筋に漁場名、漁場経営者の名前、漁獲高、間数が記入されている（写真3）。文字はあまり丁寧ではなく、川筋も屈曲が省略されている。

これら二つの図は、3枚の紙が繋ぎあわさされており、繋ぎ目には、「十四」「十五」と丸で囲った数字が朱書されている。ただ、十四の繋ぎ目で、数字と図が少しズレている。

今回は『石狩郡図』の二つの図のうち、漁場と取揚高が記されている後者の図について詳しく見てゆくことにしたい。

### 『石狩郡図』の年代

表1は、図に記載されている漁場名、漁場持の名前、漁獲高（凡取揚高）を示した。アイヌが経営

\* いしかり砂丘の風資料館 学芸員  
〒061-3372 北海道石狩市弁天町30-4

	漁場名	漁場持氏名	漁獲高 (凡取揚高)	尾数	
	西浜	菊地善七	1 0 4石8升3合3勺3才	6,290	
	西浜	工藤茂兵衛	4 9 6石5斗1升6合6勺6才	29,791	
	ホリカモイ	山田久五郎	2,5 1 6石1斗1升6合6勺6才	152,767	
	字マクンヘツ	長濱吉松	4 2 4石6斗3升3合3勺3才	25,478	
	下モシンレップ	菊地喜助	8 2 4石6升6合6勺6才	49,444	
	下モシンレップ	金澤勇吉	3 3 6石3斗6升6合6勺6才	20,182	
	字下モシンレップ	工藤茂兵衛	3 9 0石6斗8升3合3勺3才	23,441	
	字中モシンレップ	白井松吾郎	3 6 7石6斗6升6合6勺6才	22,060	
	字中モシンレップ	山田久五郎	2 4 8石7斗8升6合6勺6才	14,927	
左	上モシンレップ	土田宇兵衛	4 0 7石9斗3升3合3勺3才	12,476	
	上モシンレップ	佐々木恒五郎	4 9 7石7斗7升3合3勺3才	29,864	
岸	字ヒラヤカウス	吉村清左衛門	7 8石8斗6升6合6勺6才	4,732	
	字ヒラヤカウス	長濱吉松	6 8 0石6升6合6勺6才	4,084	
	字ウツナイ	堀井万六	1 8 1石5斗	10,890	
	字ウツナイ	白井松五郎	6 6 8石1斗5升	40,089	
	字トウヤウス	山田久五郎	8 3 5石5斗3升3合3勺3才	23,012	
	字トウヤウス	長濱吉松	5 6 9石1斗8升3合3勺3才	34,151	
	字トウヤウス	木村与助	1 2 0万9斗1升6合6勺5才	7,255	
	ヲタヒリ	堀江藤吉	2 6 4石4斗1升6合6勺6才	15,865	
	字サツホロフト	吉田平吉	6 7 4石8斗5升	40,491	
	サツホロフト	中山八十八	6 1 1石7斗1升	30,703	
	字ヒトエ	横山喜蔵	4 7 4石1升6合6勺6才	28,441	
		シユップ	山田久五郎	1 6 3石4斗5升	9,807
		ワッカオイ	山田久五郎	1,4 2 0石4斗3升3合3勺3才	85,226
		字テイ子	工藤茂兵衛	9 9 6石7斗	58,002
	字テイ子	工藤茂兵衛	7 6 6石9斗8升3合3勺3才	46,019	
	字ヤウスハ	土人網	—	—	
	字マクンヘツ	鈴木徳右ヱ門	7 4 石3斗3升	4,461	
	シヒシウス	土人網	—	—	
右	字下トウヤウス	玉川啓吉	3 9 8石8升3合3勺3才	23,165	
	字下トウヤウス	小野武助	5 2 7石3斗3升3合3勺3才	31,640	
	トウヤウス	土人網	—	—	
	岸	字下ハンナクロ	小野武助	1 8 4石9斗5升	11,097
		ハンナクロ	上林勝五郎	3 2 0石1斗5升	19,209
		ハンナクロ	小山新蔵	3 4 4石3斗5升	20,661
		ハンナクロ	山田久五郎	5 5 石9斗3升3合3勺3合	3,356
		フシコヘツ	菊地善七	4 7 6石6升6合6勺6才	28,564
		ヲタヘリ	古谷長兵衛	5 3 4石7斗8升3合3勺3合	32,087
		ヘケレトシカ	中山八十八	6 8 1石6斗	40,896
		ホンヒトエ	横山喜蔵	4 5 1石6斗8升3合3勺3才	27,101
		トエヒリ	土田宇兵衛	3 8 6石6斗6升6合6勺6才	23,200
合計			1 8, 8 0 5石3斗3升3合1勺9才	1,128,320	

表1. 漁場持と漁獲高.

する漁場については、同図には漁獲高が記載されていない。漁獲高は、石数で表示されている。鮭一石は、鮭60本、一斗は鮭6本、一升六合六勺六才が鮭1本である。判りやすくするため表には、石数から換算した尾数も示した。

図中には、石狩川河口から現在の茨戸附近までの41ヵ所の漁場が記載されている。そのうち右岸は19ヵ所（シップを含む）、左岸が22ヵ所である。漁場持（漁場経営者）は、アイヌの漁場を除き、22名いる。

その中で目に付く名前を挙げると、山田文右衛門家の代理人をしていた山田久五郎、幕末に石狩改役所の取締を勤め、明治時代には開拓使官吏となった横山喜蔵。明治初期の村方役人で本町、親船町など九町の名付け親のひとりである土田宇兵衛、金龍寺に「妙亀法鮫善神」像（道指定民俗文化財）を奉納した古谷長兵衛などがいる。

さて、こうした漁場経営者の顔ぶれの中で特徴的なのは、明治時代の代表的な鮭漁場経営者として知られる村山家と井尻家の名前が見えないことである。

村山家は、近世の代表的な場所請負人として知られ、文化12（1815）年からは石狩場所の漁場を一括して請け負っていた。しかし、安政3（1856）年に始まるイシカリ改革により場所請負制が廃止され、新たな漁業者が次々と漁場経営に参入した。そのため、それまでの村山家の独占的な漁場経営は、次第にゆらいでいくこととなった。

さらに明治2（1869）年には、同家が所有する漁場のほとんどが、開拓使によって取上げられ、わずかに小樽の鯺漁場ひとつを有するのみとなった。石狩で村山家が経営していた西浜とテイネイの2漁場もこのとき取上げられた。

取り上げられた漁場が再び村山家の手に戻るまでの経緯が記されている資料が「村山傳次郎履歴概略調」（以下「概略調書」）である。

「明治四未年七月中、当石狩漁場御改正被仰出、旧々私方ヨリ御引上ノ個所相網ト相成リ（石

狩市民共有ノ業）工藤茂兵衛外六名ニテ支配致居候処、村網御廃止ノ末同六年七月中、漁場入札払被仰即チ傳次郎へ當札ニ付落札ト相成候得共（以下略）」（長谷川編1969. 2p）

明治2年に没収された村山家の鮭漁場は、明治3年には「御手網」として開拓使が経営した。その翌年の明治4年7月に村山家から没収された漁場は「相網」（「村網」）と呼ばれるものとなり、工藤茂兵衛ら6名によって経営された。しかし間もなく「村網」は廃止され、明治6年7月に入札にかけられ、村山家が落札して再び経営することとなったというのである。

しかし、鮭漁場を買い戻して経営に復帰したものの、村山家は莫大な負債により、漁場経営は困難になっていた。そのため、村山家では明治8（1875）年に井尻半右衛門を石狩に呼び寄せ、村山が所有する漁場の経営を委託することとした。

以後、井尻家は、10年間にわたって村山の漁場を経営し、村山家の負債の整理にあたった。井尻家から村山家に、漁場が返されるのは、明治17（1884）年のことである（村山2000）。

このような経緯からみると、村山、井尻両家の名前が見られない『石狩郡図』の年代は、村山家が漁場経営に復帰する以前の明治5年が上限と考えられる。

それでは、下限はいつだろうか。『石狩郡図』で、もうひとつ注目されるのは、テイネイ漁場が「工藤茂兵衛持」となっている点である。

「テイネイ場所」は、明治2年に開拓使が村山家から没収した漁場のひとつである。「概略調書」によれば、工藤らによる経営は、明治4年から明治6年7月に村山家が買い戻すまで続いたという。つまり、工藤らがテイネイ漁場を経営したのは、明治4年と5年の両年だけである。このことから『石狩郡図』の年代の下限は明治4年ということになる。こうした点から『石狩郡図』は、明治4年ないし5年の漁場の状況を表していると推定できる、

漁場と漁場持

表2には、アイヌの漁場を除く漁場持ごとの漁獲高と所有する漁場数を示した。この中で最も多くの漁場を経営しているのは、山田久五郎で、6ヶ所の漁場をもっており、これに工藤茂兵衛の4ヶ所が続いている。

図1は、表2から作成した漁場持ごとの漁獲高による構成比、図2は漁場数による構成比である。グラフを見やすくするため、1ヶ所しか漁場を持っていない漁場持は「その他」にまとめている。この中で突出しているのが山田久五郎で、アイヌの漁場を除く漁獲高の24%、漁場数の16%を占めている。

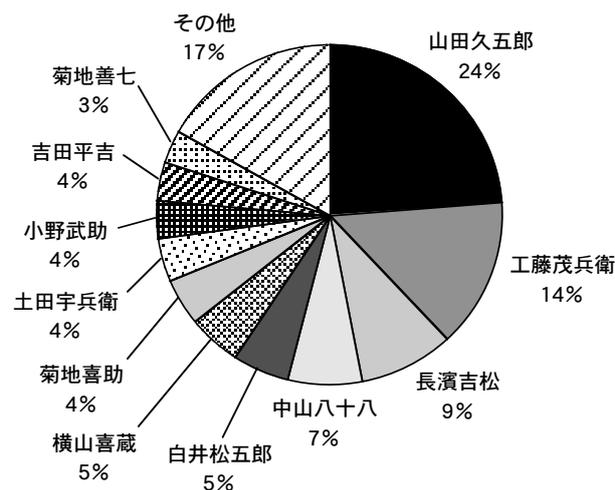


図1. 漁獲数構成比.

漁場主名	漁獲高 (尾数)	漁場数
山田久五郎	269,295	6
工藤茂兵衛	159,053	4
長濱吉松	100,433	3
中山八十八	77,599	2
白井松五郎	62,149	2
横山喜蔵	55,542	2
菊地喜助	49,444	1
土田宇兵衛	47,676	2
小野武助	42,737	2
吉田平吉	40,491	1
菊地善七	34,809	2
古谷長兵衛	32,087	1
佐々木恒五郎	29,866	1
玉川啓吉	23,885	1
小山新蔵	20,661	1
金澤勇吉	20,182	1
上林勝五郎	19,209	1
堀江藤吉	15,865	1
堀井万六	10,890	1
木村与助	7,255	1
吉村清左衛門	4,732	1
鈴木徳右エ門	4,460	1
合計	1,128,320	38

表2. 漁場主と漁獲高.

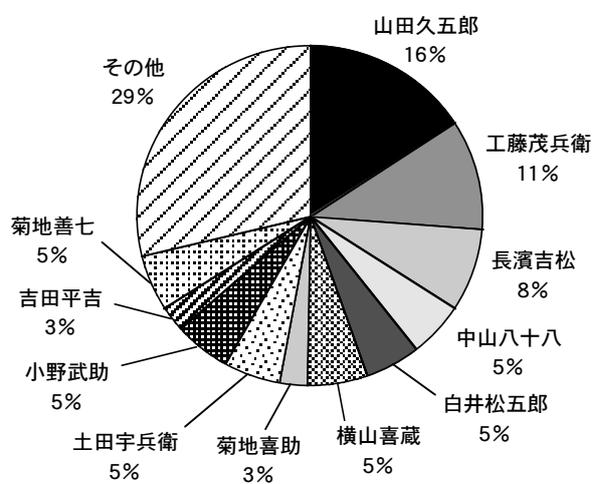


図2. 漁場数構成比.

それでは『石狩郡図』に記載された内容は、いったいどの様に理解することができるのだろうか。そのことを考えるためには、少し時代を遡り、やや長期的な目で石狩の鮭漁場経営の変遷をみてゆく必要がある。

もともと場所請負制の時代、石狩の鮭漁場は場所請負人により独占的に経営されていた。

この状況を大きく変えたのが、先述した安政3年のイシカリ改革による場所請負制度の廃止である。これにより漁場経営は自由化され、村山、山田といった旧来の場所請負人のほか、新規参入者

が次々と現れることとなった。『新札幌市史』は、イシカリ改革後の漁場の状況について、安政5、6年と明治3年の漁場経営者を比べている。それによれば安政5年から明治3年まで経営を続けていた漁業者は22人中5人だけであり、新規参入者の入れ替わりが頻繁に起こっていたことが指摘されている。（札幌市編1989. 801p）。これに対し村山家らの場所請負人出身者の経営も不安定な要素が多かったものの、依然として多くのシェアを確保していた。

それでは明治に入ると石狩の鮭漁場経営はどのように変わったのだろうか。『石狩郡図』に先行する資料である明治3年の「石狩秋味鮭引揚ヶ処並歩役取立方調書」（以下「秋味取方調書」）では、46の漁場のうち山田家が14ヶ所、アイヌの漁場が6ヶ所、御手網（開拓使直営）が2ヶ所、残り24ヶ所がその他の漁業者の経営である（石狩町編1972. 340p）。図3に「秋味取方調書」の漁場数による構成比を示した。このとき山田家は、石狩の漁場の約30%を経営しているが、53%を占めるその他の漁業者は、ほとんどが1ヶ所の漁場しか持っていない。

『石狩郡図』では、山田家の経営する漁場の比率は16%で、「秋味取方調書」に比べ半減している。また、山田家を除く21人の経営者のうち、2ヶ所以上の漁場を経営しているのは8人と、こちらは増加している。

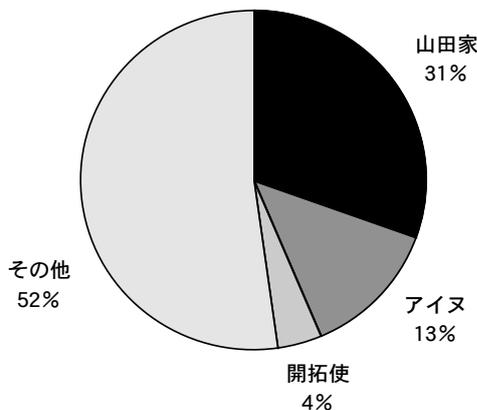


図3. 『秋味取方調書』の漁場数構成比.

こうしてみると『石狩郡図』の内容は、場所請負人出身者が多くのシェアを独占するというイシカリ改革以後の一般的な構図に変化はないものの、そのシェアは次第に平準化されてゆく傾向を示していると考えられる。

## おわりに

本稿では『石狩郡図』の概要を紹介し、年代と明治初期の漁場経営者層の状況について若干の考察を加えた。

石狩の近・現代史において漁場経営の動向は重要である。もともとイシカリ改革以前の場所請負制度とは、閉鎖的で多額の資金力が必要な制度であった。石狩では本店を松前（福山）にもつ「村山家」という一種の商社（場所請負人）が独占的に鮭漁業を行うという状況であった。このようななかでは、定住して漁場経営を行う個人の漁業者、つまり在地の個人経営者は存在し得なかったのである。

だとすれば、イシカリ改革以後の漁場経営の変遷は、在地の個人経営者層の形成過程として捉えることができ、それは鮭漁を主産業としていた時代の石狩において、町の形成史そのものと言い得るものである。

ところで、『石狩郡図』は、どういった目的で作成されたのだろうか。全く異なる内容の図が一枚に貼り合わされているのはいったい何故だろうか。手掛かりになるのは、同じ北海道大学附属図書館に所蔵される『石狩郡ノ図』（注2）の存在である。

「石狩郡ノ図」と『石狩郡図』は、大きさがほぼ同じで、両者とも用紙の繋ぎ目に丸で囲った数字を朱で書き入れている。『石狩郡図』は、「十四」「十五」、『石狩郡ノ図』は、「十六」で、連番になっている。おそらく一連のものとして作成されたのであろう。『石狩郡ノ図』には、石狩川河口から茨戸付近までの堤防、排水溝と排水溝にかけられた橋の数、幅が記載されている。

興味深いのは、『石狩郡ノ図』の裏面に「石狩川地図 三番 四枚ノ内」と書かれていることである。つまり、「石狩川地図」と呼ばれる4枚の図で構成される資料があり、『石狩郡ノ図』は、その1枚だと推測されるのである。だとすれば『石狩郡ノ図』もその4枚のうちのひとつで、『石狩郡ノ図（三番）』の資料名にある「（三番）」は、そうした資料群ひとつであったことを意味しているのではなかろうか。

ではなぜ、石狩川河口地域の漁業や治水といったそれぞれ異なる情報が、「石狩川地図」という形でまとめられていたのだろうか。北海道開拓使が石狩川河口地域の状況について、どのような見方をしていたのか、今後明らかにすべき課題である。

**謝辞：**『石狩郡ノ図』及び『石狩郡ノ図』の解説には、石狩市郷土研究会会長村山耀一氏のご教示を賜りました。また、資料の使用について、北海道大学附属図書館北方資料室にお世話になりました。ここに深く感謝の意を表します。

## 注

注1 『石狩郡ノ図（三番）』（北海道大学附属図書館所蔵・図類23）

注2 『石狩郡ノ図』（北海道大学附属図書館所蔵・図類28）

## 引用文献

長谷川嗣編（1969）九町三村時代の石狩／石狩町史資料 第二号．石狩町．

村山耀一（2000）年表に見る村山家の沿革．いしかり暦，13，77．石狩市郷土研究会．

札幌市編（1989）新札幌市史／通史編Ⅰ．札幌市教育委員会．

工藤義衛：『石狩郡図（三番）』について



写真1. 石狩郡図（全体）

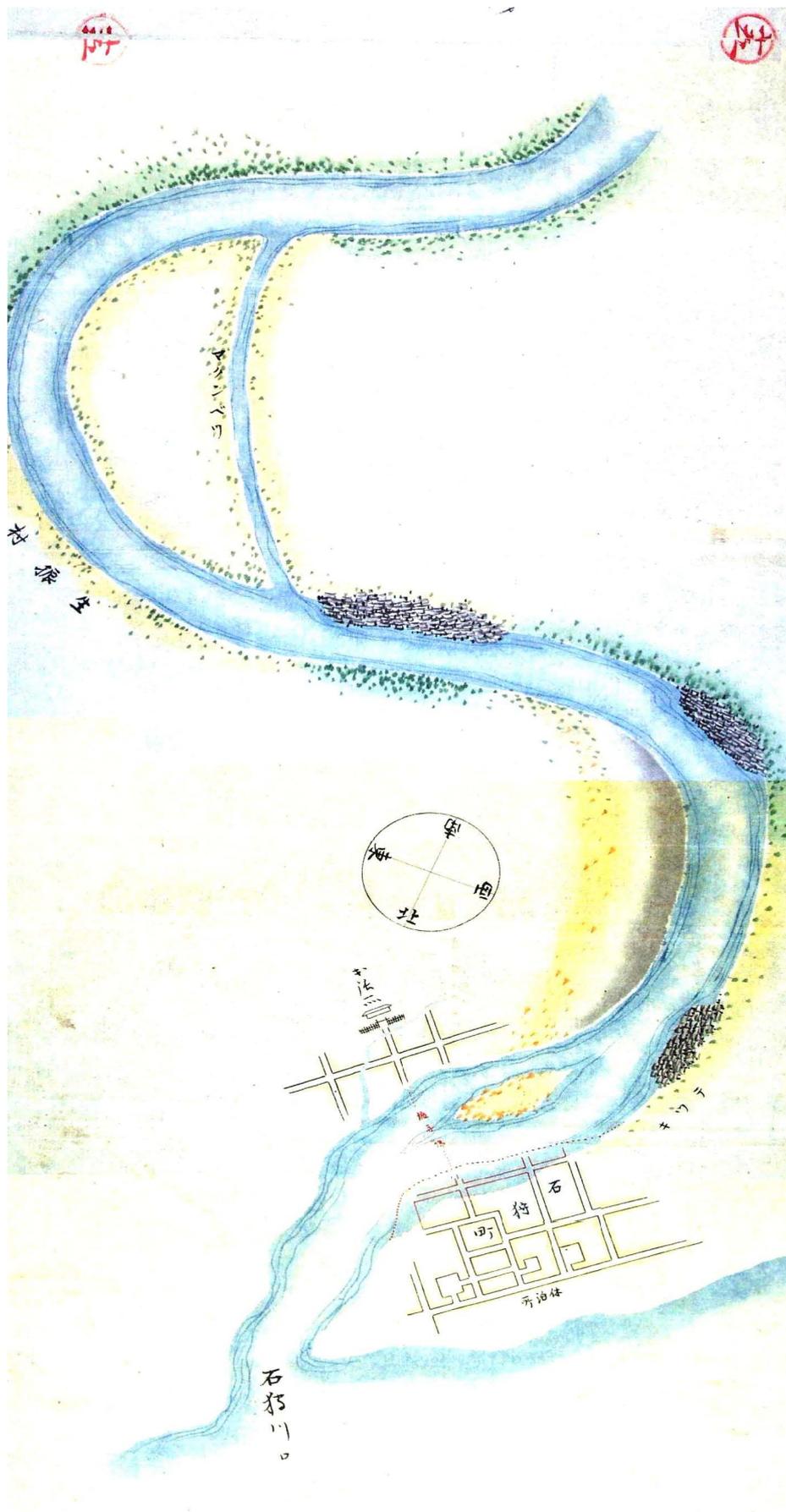


写真2. 石狩郡図 (部分1)

工藤義衛：『石狩郡図（三番）』について

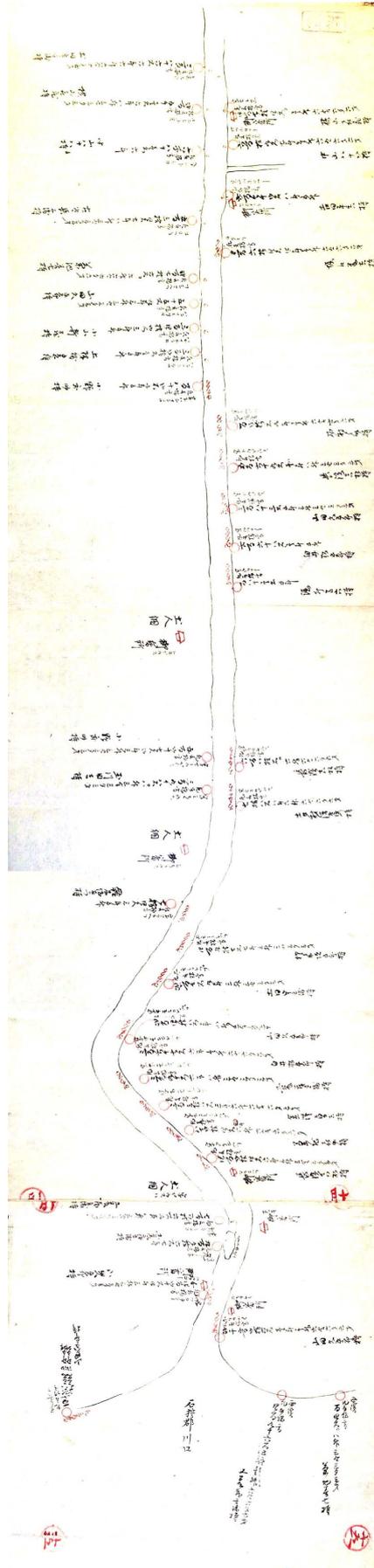


写真 3. 石狩郡図（部分 2）

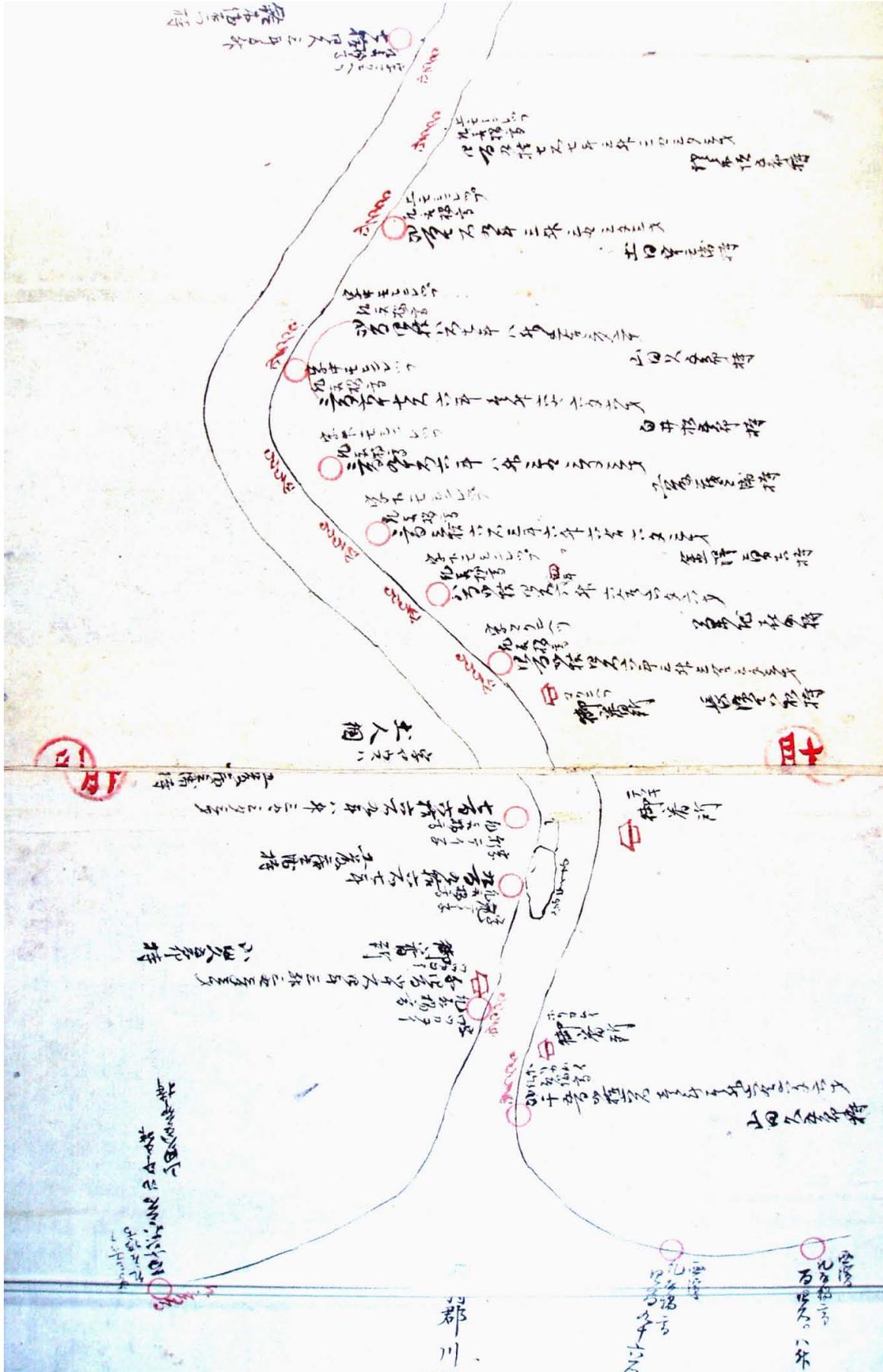


写真4. 漁場持と凡取揚高(1)

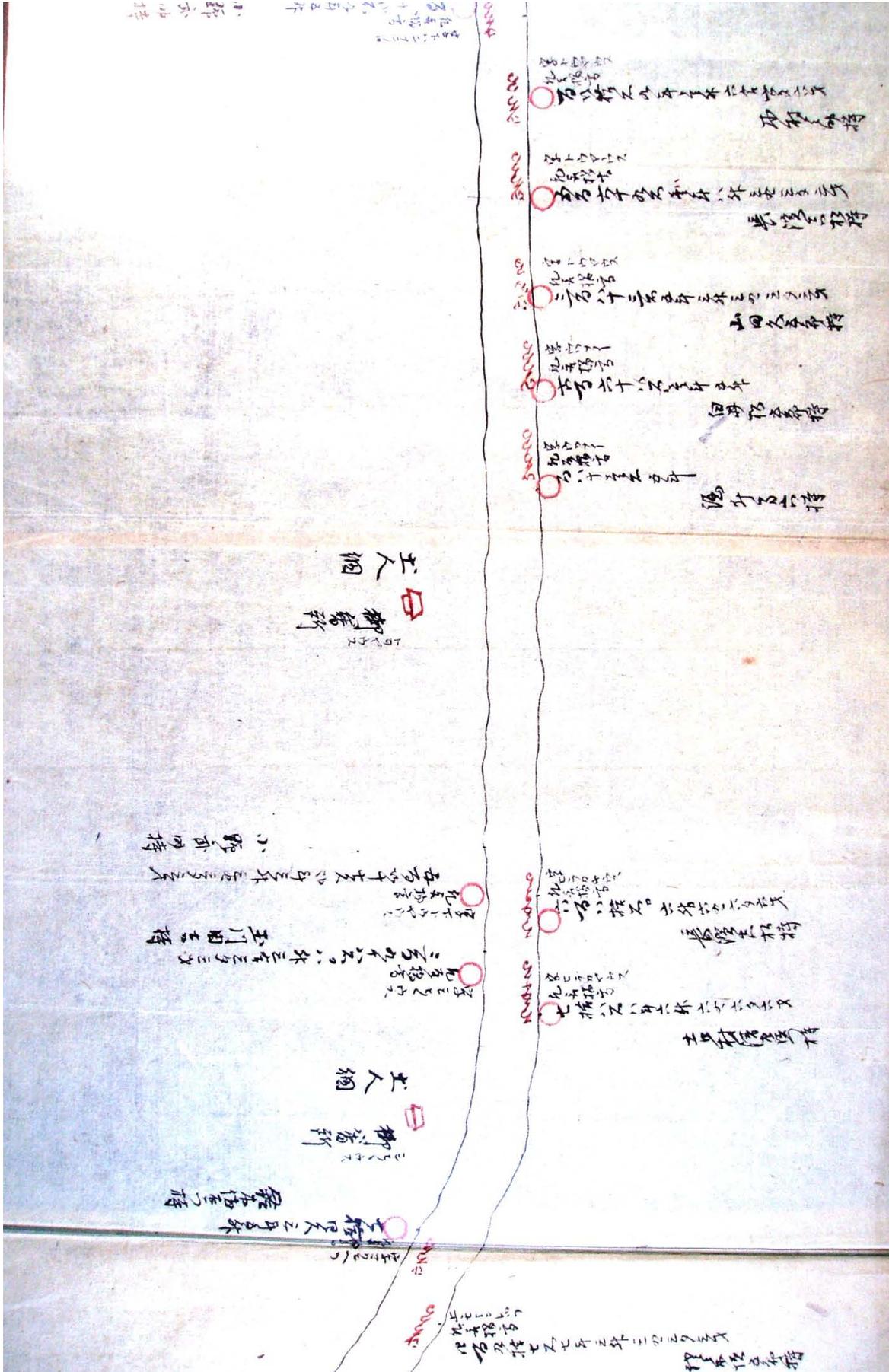


写真5. 漁場持と凡取揚高(2)

